



いなくなつた
飼い犬・飼い猫が
保健所で
あなたの迎えを
待っているかも
しません。

ペットが行方不明になつたら
すぐに保健所と警察へ連絡を

迷子動物の
情報はこちら

わんにゃん高松

検索

高松市保健所生活衛生課 087(839)2865

高松市内では、1年間のうちに多くのペット が行方不明になっています

犬 **338** 頭 猫 **330** 頭 (データは平成30年度)

ペットを行方不明にさせないために、香川県条例のルールを守ってください

- ・犬は鎖等で繋ぐか、ケージなどに収容して飼うこと
(放し飼い厳禁。罰則あり)
- ・猫は**屋内で**飼うよう努めること

もしも行方不明になってしまったら

- ・**すぐに探してください。**特に犬の場合、どんどん遠くへ行ってしまうおそれがあります。
- ・猫は**暗くて狭いところ**を好む習性があります。物置や植込みの中、その他の身を隠せるような場所を重点的に探してください。
- ・保健所や警察に保護されているかもしれません。**(すぐに連絡してください)**

所有明示が速やかな発見につながります

- ・**犬には鑑札と注射済票をつける**
(狂犬病予防法により、飼い犬には登録と狂犬病予防注射を受けさせ、鑑札と注射済票を装着することが義務付けられています)
- ・**迷子札をつける**
- ・**マイクロチップを装着する**

マイクロチップとは

体内に埋め込む微小な標識器具で、固有の識別番号を持ち、専用のリーダーで読み取ることができます。動物への負担が少なく、脱落しないため、信頼性の高い個体識別方法です。チップ装着後は、登録機関のデータベースに情報を登録する必要があります。

